

小学校社会科における法教育の構想

齊藤 健将

1. 論文構成

- 序章 問題の所在と研究の目的・方法
 - 第1節 問題の所在
 - 第2節 研究の目的と方法
 - 第3節 論文の概要
- 第1章 法教育の意義と現状
 - 第1節 法教育の意義
 - 第2節 小学校学習指導要領の分析
 - 第3節 法教育カリキュラムの考察
 - 第4節 法教育の課題
- 第2章 先行授業実践の検討
 - 第1節 法教育実践例の分類
 - 第2節 法教育実践例の考察
- 第3章 法教育カリキュラムの構築
 - 第1節 小学校社会科における法教育カリキュラムの提案
- 第4章 法教育の授業構想
 - 第1節 単元選択の視点
 - 第2節 授業計画の構想
- 終章 研究のまとめと今後の課題
 - 第1節 研究のまとめ
 - 第2節 今後の課題

2. 問題の所在と研究の目的・方法

(1) 問題の所在

2009年5月に裁判員制度が導入されたことにより、法教育に対する関心が高まってきている。裁判員は国民の中から無作為に選ばれ、重大刑事事件の判決内容の決定に関わることになるため、国民はこれまで以上に法と直接的に関わる機会が増す可能性がある。磯山恭子氏は「このような法システムの変容を含め、法的な関係を基盤として成立し、市民が法的な価値を自覚する社会であ

る法化社会の急速な進展は、法教育が求められる背景の一つとなっている¹⁾と述べているように、国民一人一人に、法に関する正しい認識や法への主体性などの法的な資質を身につけることが求められている。

筆者は、近年のこのような社会の動きに対応していくためには、法の本質や法の形成過程などを正しく認識させるための長期的な教育が必要であり、小学校段階における法教育が重要であると考える。また、法への主体性を身につけるためには、社会的事象に関する価値判断の分かれるような場面を扱うことができる社会科における法教育が特に重要だと筆者は考える。

しかし、筆者は社会科における法教育について二つの問題意識を抱えている。一つ目は、知識伝達型の授業になってしまう恐れがある点である。しかし、江口勇治氏が「法教育が最も大切にすることは、考える自分があることを前提に、考えて、問題や紛争に向き合う姿勢である²⁾」と述べているように、法的知識の習得のみならず、法に関して考える習慣の形成を目指す授業を行っていくべきである。

二つ目に、法教育の授業は単発的なものになりやすい点である。しかし、法に対する認識や主体性などは短期間で身につくものではないとともに、子どもの日常生活には法と結びついているものが多い。よって、連続的かつ累積的に法教育の授業を実施していくことが重要であり、法教育で取り扱う内容を明確にし、体系的に取り入れていくべきである。

以上から、筆者は小学校社会科で法教育を体系的に取り入れ、子どもたちの法に関して考える習慣の形成を目指していく必要があると考える。

(2) 研究の目的と方法

本研究の目的は、法化社会が進展している現在、小学校社会科ではどのように法教育を取り入れ、教育していくべきかを、筆者自身の構想を提案することで、今までに研究が及んでいない単元も含めた法教育の可能性を示すことである。

研究方法としては、現状では法教育がどのように取り入れられているのかを『小学校学習指導要領』をもとに分析していく。また、法教育の体系化を図ることを目的としてつくられた法教育カリキュラムの先行研究がいくつか存在する。それらを考察していくことで、教育現場で用いる際に評価できる点と問題点を明らかにしていく。その上で、どのようなカリキュラムが必要かを示す。

次に、法教育の先行授業実践を検討していく。歴史教育者協議会が発行している『歴史地理教育』10年分とその他の文献から、法教育の授業実践を抽出し、学年、教科・領域、学習内容、学習方法によって分類することで、各教科や各学年でどのような法教育が行われているのかを明らかにする。また、授業実践を具体的に考察していくことで、筆者自身の授業構想に参考とすべき点や問題点を明らかにしていく。

そして、現状の考察や実践例の検討をもとにして、法教育のカリキュラム構築を行う。小学校社会科の指導要領に示されている各単元に法教育を位置づけていくことで、小学校社会科における法教育カリキュラムとして提案する。

最後に、カリキュラムをもとにした授業を構想することで、法教育の新たな可能性を示していきたい。

3. 各章の概要

(1) 第1章

第1章では、法教育の意義と現状について述べた。第1節では、法教育の意義として、裁判員制

度などの社会情勢に対応する能力を育成するのみではなく、法と社会生活との結びつきを認識し、主体的に関わろうとする能力を育成することを可能とすることを挙げた。また、知識伝達のみではない、思考型の授業にすることができるという、授業方法の面での意義も示した。

第2節では、法教育の現状を探るために学習指導要領の分析を行った。まず、小学校社会科の法やきまりに関する学習内容の記述の変遷をたどることで、かつては多くの学年で扱うことが図られていたものの、その後徐々に記述が減り、現行版では再び法教育の充実が図られてきたことが明らかとなった。しかし、現行版においても法教育が体系的に取り入れられているとは言えず、限定的であることが明らかとなった。特に、第5学年においては法やきまりについて明記されている単元がなかった。

第3節では、現状では法教育の体系化をどのようにして目指しているのかを探るために、法教育カリキュラムの先行研究を考察した。橋本康弘氏のカリキュラム論では、子どもの発達段階を意識して教育目的や学習形態を設定していることに特徴があった。しかし、小・中学校の段階の学習形態が理解することにとどまっていることや、取り扱うものが法学の体系に基づいているため網羅的になってしまうおそれがあることを問題点として挙げた。一方、大杉昭英氏のカリキュラム論では、学習指導要領を根拠に各教科・領域の法教育の役割を示していることや、各段階で法の意義の認識と問題解決による実践の両方を取り入れようとしていることなどの特徴があった。しかし、学習指導要領を根拠にしているため、法教育の内容が限定的になっていることを問題点として挙げた。特に社会科に関しては憲法学習のみになっており、法と社会生活との結びつきを認識する機会を狭めていると考え、小学校社会科の各単元においてどのような法教育が可能なのかを示

した、カリキュラムが必要であると考えた。その際に井門正美氏が提案する問題解決型内容構成に基づいたものにする必要性を述べた。

第4節では、以上の意義や現状を踏まえて、法教育にはどのような課題があるのかを述べた。まず、法務省法教育委員会が発行した報告書をもとに、ここでも法教育のカリキュラムの必要性を示した。また、裁判員制度のための模擬裁判のみの取り組みにしないことや法を能動的に見る態度の育成を目指す必要性についても述べた。

(2) 第2章

第2章では、先行授業実践の検討を行った。第1節では、法教育の先行授業実践を学年、教科・領域、学習内容、学習方法により分類し、それぞれの相関関係を調べた。まず、歴史地理教育10年分の実践を調べたところ、全てが第6学年の憲法学習の実践であり、歴史学習の中で、自分たちで憲法をつくってみる活動を行っているものが多かった。これだけでは偏りがあるため、他の法教育関連の文献から実践例を収集し、分類した。その結果、学年では高学年が多く、教科・領域では社会科が半数を超えており、特に第6学年の社会科の実践が多いことが明らかとなった。学習内容では、紛争処理を主軸としたものが極端に少なかった。学習内容と教科・領域の関係では、ルールやきまりに関する学習は多くの教科・領域で行われており、法に関する学習と紛争処理に関する学習は社会科、原理や価値に関する学習は道徳に集中しており、それぞれに求められている役割が明らかとなった。学習方法においては、多くの実践で話し合いが取り入れられており、筆者が法教育の意義として挙げた、思考型の授業の実践が多く図られていることが分かった。

第2節では、二つの実践例を取り上げ、具体的に考察した。ごみ出しのルールを扱った長谷川康夫氏の実践では、対立する二者の立場からルール

の必要性を導き出す手法やルールづくりの場を設定していたことを評価した。一方で、ルールの吟味の間がなかったことや仮想にとどまっていることを問題点として挙げた。牛肉トレーサビリティ法を扱った梅津清治氏の実践では、長谷川氏と同様に立場にたって考えることにより、法の必要性を導き出している点や自分たちでつくったルールを吟味する場を設けている点の評価した。その一方で、小学生への法の提示の仕方や吟味する際の配慮などを課題として挙げた。

(3) 第3章

第3章では、小学校社会科における法教育カリキュラムを構築した。学習指導要領における社会科の内容のうち、学習指導要領に法やきまりに関する内容が明記されている単元、学習指導要領の記述はないものの授業実践が行われている単元、筆者自身が法教育の授業が可能と考える単元を明示し、それぞれの単元での法教育の内容例を問題として示し、問題解決型内容構成に基づくカリキュラムを構築した。その際に前章までの考察を踏まえて、発達段階に配慮して第3学年及び第4学年ではルールやきまりを重視し、第5学年から徐々に法へと移行していくことや、各学年の中で複数の学習方法を用いることなどの留意すべき点を挙げた。これにより、従来行われている憲法学習や地域学習の中での法やきまりの学習のみではなく、第5学年の産業学習や第6学年の歴史学習などにおいても法教育の可能性を示すことができた。そして、これらの単元の中から選択して取り上げていくこととし、法教育カリキュラムを提案した。

(4) 第4章

第4章では、筆者が提案したカリキュラムをもとに授業を構想し、指導案を提示した。第5学年の工業生産の単元で、製造物責任法を扱うことで、

法を意識しながら工業生産に従事している人々の工夫や努力に気づかせる授業を構想した。第1節では工業生産の単元を選択した視点として、製造物責任法を用いることの意義を述べた。第3章で筆者が提案したカリキュラムでは、工業生産の単元において、「製造物責任法から、工業生産に従事している人々の責任の大きさや損害を防ぐための工夫や努力について考える」と示している。製造物責任法の制定により、製造業社には注意・警告マークの工夫や読みやすく容易に理解できる説明書など、消費者が損害を受けることを防止するための工夫や努力が求められている。そこで、工業生産の単元において製造物責任法を扱うことにより、工業生産に従事している人々の工夫や努力に気づくことができるとともに、法と産業ならびに国民生活とのかかわりについて意識することができると考えた。第2節では、授業計画の構想として、指導案を提示した。導入では、幼児がおもちゃの入ったカプセルを飲み込み、重度の障害を負った事件を紹介し、このような場合製造業社はどのような対応をしなければいけないかを予想し、話し合う。その上で、実際は製造業社が損害賠償を両親に支払うことになった事実を製造物責任法の概要とともに紹介し、法の存在を認識させる。展開では、製造業社は、消費者が被害を受けることを防ぐためにどのような取組をしているのかを調べる活動を行う。学習指導要領に法やきまりに関する記述がない単元で、子どもが法と社会生活との結びつきを認識することを可能とする授業を構想することで、法教育の新たな可能性を示すことができた。

4. 今後の課題

今後の課題としては、次の三つのことが挙げられる。

一点目に、筆者が提案した法教育カリキュラムに関して、筆者が示した法教育の内容例を実践し

ていくことである。実際に授業をすることによって、付け加えるべき点や改善すべき点などが新たに出てくるのが十分に考えられる。実践を重ねていくことによって、カリキュラムも改良を重ねていく必要がある。

二点目に、一点目と同じく法教育カリキュラムに関して、単元を選択の基準を示すことである。筆者が示した内容例をすべて取り入れようとすると、網羅的な扱いになってしまうため、選択して取り上げる必要があることを第三章で述べた。しかし、本研究の中ではその選択の基準を示すことはできなかった。カリキュラムを教育現場で用いる際には、この点が重要になってくると考えられるので、選択基準の設定が求められる。

三点目に、法律実務家との連携についてである。法教育には法的な知識を要するものを扱う場合があるため、弁護士や司法書士などの法律実務家との連携が必要になることもあり、連携した授業実践も見られた。しかし、本研究においては、ほとんど触れることができなかった。教材研究の過程、あるいは実際の授業の中でどのように法律実務家と連携するべきなのかを研究していくことも今後大きな価値があると思う。

法やきまりに関する学習が重要性を増している現在、小学校においても法を意識し、関わろうとする態度の育成が求められている。教育現場で試行錯誤しながらも研究を継続していく所存である。

¹法務省：法教育推進協議会（第16回）配布資料

<http://www.moj.go.jp/content/000004303.pdf>

²江口勇治・磯山恭子編『小学校の法教育を創る―法・ルール・きまりを学ぶ―』 211頁